

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
当社 本社5階多目的ホール
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第43期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしておりません。何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://company.hiraki.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://company.hiraki.co.jp/>)に掲載させていただきます。
4. 「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ」を39頁に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で全体としては緩やかな回復基調が続いていました。しかしながら、米中貿易問題による中国経済の減速、英国のEU離脱などの諸問題、さらには新型コロナウイルス感染症拡大が内外経済に与える影響等により景況感が急速に悪化する等、先行きは極めて不透明な状況となっています。

このような環境の下、当社グループは、中期経営計画2年目の年度方針として「ユーザーインの発想によるビジネスモデルの構築」を掲げ、自社開発商品の拡販を主体に売上高の増嵩と収益力の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、159億32百万円（前期比5.5%減）、営業利益は4億36百万円（前期比46.4%減）、経常利益は4億81百万円（前期比40.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億23百万円（前期比41.4%減）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来「ディスカウント事業」としていた報告セグメントの名称を「店舗販売事業」に変更しております。当該変更は名称のみの変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比 (%)	前期比 (%)
通 信 販 売 事 業	8,286	52.0	94.3
店 舗 販 売 事 業	7,314	45.9	95.9
卸 販 売 事 業	331	2.1	74.7
合 計	15,932	100.0	94.5

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、三大都市圏を主体に6回のテレビCM放映、100円均一ショップ・食品スーパーを主体とした延べ20,000店舗への無料カタログの設置、子育てママに優しい設計を目指したECサイトのフルリニューアル、「新元号記念」「増税前・まとめ買い」「スクール応援」等のWEBキャンペーンおよび新聞広告等の販売促進策を断続的に展開し、新規顧客の獲得と既存顧客のリピー率向上に取り組んでまいりました。また、商品面では「PITTサンダル」「JOG軽Air II」「超軽量ライトスニーカー」等、それぞれ受注実績が10万足を超えた販売促進商品の投入および靴・衣料の新商品投入数を増やす等商品力の強化に取り組ましました。しかしながら、受注をけん引すべき販売促進商品について、年度を通じると前期比受注減となったことに加え、消費税増税後の駆け込み需要の反動、暖冬による冬物商材の販売不調等により、とりわけ第3四半期の受注に苦戦いたしました。

この結果、売上高は82億86百万円（前期比5.7%減）となりました。利益面では、減収による売上総利益の減少により、セグメント利益（営業利益）は7億28百万円（前期比31.0%減）となりました。

(店舗販売事業)

店舗販売事業におきましては、お客様に「日常のわくわく感」を提供すべく、特價商品の仕入強化、青果大市の開催、地場野菜農家との連携など地域密着運営による集客力の拡充に取り組ましました。靴販売につきましては、自社開発商品のシェアアップをベースに、市場トレンドにあるブランドスニーカーの品ぞろえ拡充による集客拡大を一大施策として取り組ましました。また、靴専門店出店の商圈調査を兼ねた出張販売を55ヶ所、延べ530日開催し、自社開発商品の販売拡充に取り組むとともに、2月に大阪市東淀川区に靴専門店2号店「ヒラキ イズミヤ淡路店」を出店いたしました。しかしながら、消費税増税後の駆け込み需要の反動および新型コロナウイルス感染症による学校休校や移動自粛の影響でスクール需要等が落ち込み、前期の売上高を確保するに至りませんでした。

この結果、売上高は73億14百万円（前期比4.1%減）となりました。利益面では、チラシの効率配布により広告宣伝費を主として販管費の削減を図りましたが、減収による売上総利益の減少が影響し、セグメント利益（営業利益）は61百万円（前期比21.3%減）となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、2017年度以降の新規先への販売は前期を大きく上回ったほか、10月にWEBサイトを立ち上げた専門店・ワークショップ向けの「大卸し」も前期並みの売上を確保しました。しかしながら、年度を通して大口取引先への販売が伸び悩んだ結果、売上高は3億31百万円（前期比25.3%減）、セグメント利益（営業利益）は6百万円（前期比86.1%減）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は153百万円であり、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

主な設備投資として、岩岡事業所における空調設備更新工事に係る費用として97百万円、通信販売事業の出荷システムに係る改修費用として10百万円、全社のPC・サーバー更新に係る費用として20百万円の設備投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充たいたしました。

(2) 対処すべき課題

経営の基本方針

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社グループの社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速・果断な経営判断を行うため、執行役員制度を導入し、取締役会は少数の構成としております。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまり「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。全てのステークホルダーから必要とされる「価値」を生み続けることが当社グループの使命であり、その精神を研ぎ磨き続けることこそ、存在意義があると考えております。

この考え方にに基づき、当社グループの「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

[経営理念]

- 一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。
- 一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。
- 一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

2020年度の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に経済活動が制約を受け、輸出・生産やインバウンド需要、個人消費の落ち込みが予想される等経済の先行きは極めて不透明な状況にあります。

このような状況の中、次年度は第二次中期経営計画（2018年度～2020年度）の最終年度に当たり、「良質な商品を早く安くお客さまにお届けする～価格から価値へ～」を年度経営方針として、「他にはない 他ではできない それがヒラキです。」をスローガンに、持続的な成長（売上増加）と企業価値の向上（収益力の強化）に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、「顧客満足度の高い商品開発と顧客数増加」を事業部方針とし、販売促進商品の計画的開発、高付加価値商品の開発と併せて、アプリの開発等新しいWEBを主体とした販売促進策を実施し、新規顧客の獲得・リピーター顧客の増加・休眠顧客の掘り起しを行い顧客数の増加につなげてまいります。

店舗販売事業におきましては、「常連客づくりと業務の効率化」を事業部方針とし、主力の靴カテゴリーについては、スニーカーブランドの拡充と特価による集客増加および自社開発商品の売り場前面展開をさらに強化してまいります。また、自社開発商品を主に扱う靴専門店を阪神間に絞ったドミナント戦略によるチェーンストア展開で、順次出店する計画としております。

卸販売事業におきましては、「既存取引先の深耕と新規開拓推進」を事業部方針とし、品質管理と納期管理を徹底し、既存取引先および新規取引先へのODM取組を強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、長期安定的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第40期 (2017年3月期)	第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	18,183	17,788	16,859	15,932
経 常 利 益 (百万円)	772	1,069	810	481
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	526	728	552	323
1株当たり当期純利益	108円02銭	149円66銭	113円42銭	66円42銭
総 資 産 (百万円)	17,963	17,321	16,829	16,644
純 資 産 (百万円)	5,404	5,825	6,376	6,593

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千米ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
通信販売事業	自社企画開発商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
店舗販売事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売
卸販売事業	OEM開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

(6) 主要な事業所および営業所

- ① 当 社
本 社 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
本 部 須磨本部（神戸市須磨区）
店 舗 岩岡店（神戸市西区）、日高店（兵庫県豊岡市）、
龍野店（兵庫県たつの市）、姫路店（兵庫県姫路市）
サンパティオ庄内店（大阪府豊中市）
イズミヤ淡路店（大阪市東淀川区）
物流センター 生野事業所（兵庫県朝来市）
営 業 所 東京営業所（東京都台東区）

- ② 子会社
上海平木福客商業有限公司（中国 上海市）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
255名	4名増

(注) 従業員数には、企業集団外からの出向者1名を含み、パート・アルバイト326名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248名	4名増	45.0歳	14.4年

(注) 従業員数には、社外からの出向者1名を含み、パート・アルバイト326名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,247
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	932
神 戸 信 用 金 庫	605
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	596
株 式 会 社 山 口 銀 行	498

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,870,850株
(自己株式 284,750株を除く)
- (3) 株主数 13,080名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 マ ヤ ハ	752	15.43
ヒ ラ キ 従 業 員 持 株 会	261	5.37
神 戸 信 用 金 庫	251	5.15
株 式 会 社 み な と 銀 行	211	4.33
平 木 和 代	195	4.01
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	184	3.77
向 畑 達 也	113	2.33
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	110	2.25
株 式 会 社 山 口 銀 行	96	1.97
梅 木 孝 雄	86	1.77

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式284,750株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	伊 原 英 二	最高執行責任者
取 締 役 専務執行役員	梅 木 孝 雄	店舗販売事業部長兼店舗統括部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取 締 役 常務執行役員	姫 尾 房 寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌 上海平木福客商業有限公司 監事
取 締 役 執行役員	堀 内 秀 樹	開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取 締 役	朝 家 修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表 株式会社日住サービス 社外取締役
取 締 役	船 瀬 紗代子	学校法人 西須磨幼稚園副園長
常 勤 監 査 役	上 平 田 哲	
監 査 役	松 田 陽 三	
監 査 役	熊 尾 弘 樹	

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち松田陽三氏および熊尾弘樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年6月27日開催の第42回定時株主総会において、船瀬紗代子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
なお、同定時株主総会終結の時をもって、取締役向畑達也氏は辞任いたしました。
5. 重要な兼職の異動の状況について
該当事項はございません。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
梅木 孝雄	取締役 専務執行役員 店舗販売事業部長 兼 店舗統括部長	取締役 専務執行役員 営業本部長 兼 ディスカウント事業部長 兼 物流部長	2019年 4月1日
堀内 英樹	取締役 執行役員 開発商品事業部長	取締役 執行役員 営業本部開発商品事業部長	
姫尾 房寿	取締役 常務執行役員 現業支援本部長 兼 総務部長 兼 経営戦略室管掌	取締役 常務執行役員 現業支援本部長 兼 総務部長 兼 経営戦略室長	2019年 6月1日
伊原 英二	代表取締役会長 兼 社長執行役員 最高執行責任者	代表取締役会長	2019年 6月27日

<ご参考> 当社の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	埜 邨 敬 和	品質管理部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	70,870千円
監 査 役	3名	12,560千円
合 計	10名	83,430千円
(うち社外役員)	(4名)	(8,494千円)

- (注) 1. 上記には2019年6月27日開催の第42回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。また、株式会社日住サービスの社外取締役であります。いずれも当社と重要な取引その他の関係はありません。
- ロ. 船瀬紗代子氏は、学校法人西須磨幼稚園の副園長であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。
- ハ. 松田陽三氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。
- ニ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき議案審議等に必要の発言を行い、当社取締役会の活性化に貢献しております。
	船瀬紗代子	社外取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、幼稚園副園長としての幅広い経験および通信販売事業の主要顧客層と同一視点で有用な発言を行い、当社取締役会の活性化に貢献しております。
社外監査役	松田 陽三	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

その概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、事業を適正かつ効率的に運営するため、社員就業規則等において、当社グループの取締役等および従業員が、誠実に法令、規程および通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定めます。

② 取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか重要な業務執行に関する事項を付議します。

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令および定款に則り、業務を執行します。

③ 監査役会は、取締役会における経営判断の適正性を監視する機関であり、また監査体制の一層の強化を目的とします。

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、当社グループの取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保します。

④ 当社は、執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にするとともに、独立性を考慮した社外取締役の選任を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

⑤ 当社は、有効な内部牽制機構によるコンプライアンスの充実を図ることを趣旨として、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と意見交換を行い、密接に連携しながら、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査します。内部監査室は、監査結果について取締役および監査役に報告を行います。

⑥ 当社は、社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用の推進を図り、その結果を取締役に報告する体制とします。

⑦ 当社は、コンプライアンスに係る管理を総合的・体系的に実施するため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「倫理規範」「行動規範」を定め、その周知徹底を図ります。当社グループの取締役等および従業員はこれを遵守するものとします。取締役会は遵守状況をモニタリングし評価します。

- ⑧ 当社は、当社グループ全体に係る「ヒラキ・ヘルプライン運用基準」を定め、事件、事故を未然に防止し、あるいは不正行為、コンプライアンス違反行為等を是正し、かつ、将来に向けての改善方法を提示することにより、企業倫理、法令等の遵守を徹底することを目的として、当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」を設置します。「ヒラキ・ヘルプライン」は、当社常勤監査役に通報できる体制とし、通報者のプライバシーの保護ならびに通報者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを規定します。また、その運用状況を毎年取締役会に報告します。
- ⑨ 当社グループは、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、必要な整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存および管理

当社は、「文書規程」に基づき、当社グループの保存対象文書（電磁的記録を含む。）、保管期間および保管部門を定め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を確保します。

② 情報の閲覧

当該情報は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持します。

③ 情報セキュリティ体制

当社は、「情報システム安全管理規程」その他関連規程を定め、当社グループの情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用体制を構築します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制

当社は、当社グループにおける様々なリスクの管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定めています。内部統制委員会においてリスクを把握し、リスクごとの管理責任部門（子会社を含む。）を明確にしてそれぞれのリスク特性に応じた対応策を講じます。そのためにリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各部門はリスクの状況を定例的に内部統制委員会に報告する体制とします。リスクの内容ならびに対策については、適宜経営会議に報告し、必要に応じて取締役会へ報告を行います。

また、社外システムの活用によるリスク管理として特にコンプライアンス面での充実を趣旨とし、事業活動において法律的风险の可能性を確認する場合、総務部が窓口となり、顧問弁護士、税理士等からの助言に基づき、対処する体制を整えます。

② 職務権限の原則

当社グループの取締役等および各職位にある従業員は、取締役会決議および「職務権限規程」に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。

③ 監査体制

当社グループのリスク管理体制の適切性を維持するために、リスク管理のプロセスが有効に機能しているかどうか、内部監査室が各部署および子会社に対する監査を行う体制とします。

④ 危機管理

当社グループにおいて自然災害などの重大事態が発生した場合、「緊急連絡体制」に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営方針、経営戦略および経営計画

取締役会は、当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役等および従業員全員が共有する経営方針、経営戦略および経営計画を定め、その浸透を図ります。

② 経営会議

当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、業務執行状況について審議します。

③ 執行役員制度

当社は、経営と業務執行の分離により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図ります。

④ 職務権限および責任の明確化

執行役員および従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① グループ運営体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営・事業に関する承認・報告体制を整備し、グループ会社の経営体制を定めます。

② 子会社からの報告

当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、取締役会または当社グループの取締役等が出席する連絡会議等における定期的な報告を義務付け、必要に応じて指導・育成を行います。

③ 監査

監査役および内部監査室は、子会社に対し監査を行い、当社グループの統一的な業務執行を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名します。

(7) 監査役を補助する従業員の独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 独立性の確保

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事、処遇については、監査役会の同意を得るものとします。

② 指示の実効性の確保

当社は、指名された従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役等および従業員に周知徹底し、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与します。

(8) 当社グループの取締役等および従業員が当社監査役に報告するための体制等に関する事項

① 取締役等および従業員による当社監査役への報告

当社グループの取締役等および従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下同じ。）は、その業務執行について当社監査役より説明を求められた場合、もしくは当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項ならびに不正行為、法令および定款違反行為を認知した場合は、当該事実を当社監査役に報告する体制を確保します。

② 重要な会議への出席

常勤監査役は経営会議その他社内会議に出席し、当社グループの経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書は、都度監査役に回覧します。

③ 報告者の保護

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち監査役が自らの監査について協力を求めるときは、監査役が効率的な監査を行うことができるよう努めます。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努めます。

③ 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、顧問弁護士・税理士との連携を図り内部統制機能を充実させます。

④ 監査費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行につき費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(10) 反社会的勢力への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、当社グループ業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除するとともに、不当な要求を受けた場合には警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、組織的な対応を図ります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部統制委員会（当事業年度は5回開催）および内部監査室がモニタリングし、改善に取り組んでおります。また、内部統制委員会および内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

取締役会は半期毎に子会社から業務報告および経営計画についての説明を受け、指導を行っております。また、当事業年度においては、組織変更に伴う社内規程の再整備を実施するなど、当社グループ全体としての業務の適正の確保を図っております。

(2) コンプライアンス体制

当社グループの役職員に向けて、コンプライアンス（インサイダー取引防止を含む。）、個人情報保護および情報セキュリティに係る研修をそれぞれ年1回実施しております。当事業年度は、適宜社内通達や社内報による啓蒙、朝礼時の「倫理規範」「行動規範」の唱和などにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、全役職員は年1回コンプライアンス遵守の宣誓を書面にて行っております。

当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」については、葉にして全役職員に配布するなど周知に努め、取締役会において定期的に通報内容の概要を報告しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、内部統制委員会において、リスクを定期的に洗い直し当社グループ全体のリスクを把握し、予防策として具体的な対策の協議を行っております。

危機発生時に緊急連絡体制に基づいた迅速な対応を行うことを可能とするために、緊急事態対応マニュアルを整備し、全役職員を対象とする緊急通報・安否確認システムを稼働させております。また、実効性を確保するため、緊急連絡メールの一斉テスト配信、災害を想定した訓練などを定期的実施しております。

(4) 効率的な職務執行体制

取締役会（当事業年度は14回開催）は、当事業年度末において独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されており、独立社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、経営上の重要事項についての審議ならびに決議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、執行役員が出席する経営会議（当事業年度は12回開催）および常務連絡会（当事業年度は44回開催）などを通して、機動的な業務執行を遂行しております。

(5) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、年1回業務の適正性、法令遵守状況について、各部門に対し内部監査を実施しております。監査の結果、要改善とされた部門については、半年後にフォロー監査を行い、改善を図っております。

(6) 監査役の職務執行

監査役会（当事業年度は14回開催）は、監査に関する重要な事項について協議ならびに決議を行うとともに、代表取締役、独立社外取締役および会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。

監査役会は、内部監査室による内部監査に全て立ち会い、同時に監査役監査を実施いたしました。また、常勤監査役は、内部統制委員会、経営会議等重要な会議への出席ならびに取締役、従業員からのヒアリングや重要文書の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認し、より効率的な運用を行うための助言を行っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,580,600	流 動 負 債	4,274,359
現金及び預金	6,075,282	買掛金	863,975
受取手形及び売掛金	1,071,795	1年内返済予定の長期借入金	2,216,583
商 品	3,239,545	未払金	857,128
未 着 商 品	70,571	未払法人税等	35,053
貯 蔵 品	13,493	賞与引当金	120,919
そ の 他	124,021	ポイント引当金	31,819
貸倒引当金	△14,109	そ の 他	148,881
固 定 資 産	6,064,165	固 定 負 債	5,776,826
有 形 固 定 資 産	5,761,620	長期借入金	5,511,818
建物及び構築物	2,448,932	退職給付に係る負債	162,116
機械装置及び運搬具	4,103	資産除去債務	33,836
土 地	3,157,566	そ の 他	69,056
リ ー ス 資 産	76,301	負 債 合 計	10,051,186
そ の 他	74,716	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	90,182	株 主 資 本	6,548,665
投 資 そ の 他 の 資 産	212,362	資 本 金	450,452
投資有価証券	31,158	資 本 剰 余 金	1,148,990
繰延税金資産	134,577	利 益 剰 余 金	5,100,368
そ の 他	46,627	自 己 株 式	△151,144
資 産 合 計	16,644,765	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	44,914
		その他有価証券評価差額金	△11,046
		繰延ヘッジ損益	37,996
		為替換算調整勘定	17,964
		純 資 産 合 計	6,593,579
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,644,765

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,932,164
売 上 原 価		8,717,391
売 上 総 利 益		7,214,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,778,668
営 業 利 益		436,104
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,019	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	25,558	
為 替 差 益	2,883	
そ の 他	77,093	112,554
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,619	
そ の 他	2,600	67,220
経 常 利 益		481,438
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		481,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	142,331	
法 人 税 等 調 整 額	15,561	157,893
当 期 純 利 益		323,545
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		323,545

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	450,452	1,148,990	4,874,240	△151,110	6,322,571
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△97,417		△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益			323,545		323,545
自己株式の取得				△34	△34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	226,128	△34	226,093
当 期 末 残 高	450,452	1,148,990	5,100,368	△151,144	6,548,665

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	6,277	29,673	18,223	54,174	6,376,746
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益					323,545
自己株式の取得					△34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△17,323	8,322	△259	△9,260	△9,260
当期変動額合計	△17,323	8,322	△259	△9,260	216,832
当 期 末 残 高	△11,046	37,996	17,964	44,914	6,593,579

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,544,626	流 動 負 債	4,230,794
現金及び預金	6,055,540	買掛金	821,305
売掛金	1,071,795	1年内返済予定の長期借入金	2,216,583
商売掛金	3,244,714	リース債務	30,249
未着商物品	71,031	未払金	856,232
貯蔵品	13,493	未払費用	39,310
前渡品	1,737	未払法人税等	35,053
前払費用	35,785	前受金	2,968
その他の金	64,637	預り金	10,442
貸倒引当金	△14,109	賞与引当金	120,919
固 定 資 産	6,067,548	ポイント引当金	31,819
有 形 固 定 資 産	5,761,396	その他の	65,910
建物	2,390,511	固 定 負 債	5,776,826
構築物	58,421	長期借入金	5,511,818
機械及び装置	2,918	リース債務	58,378
車両運搬具	1,184	退職給付引当金	162,116
工具、器具及び備品	44,892	資産除去債務	33,836
土地	3,157,566	その他の	10,677
リース資産	76,301	負 債 合 計	10,007,621
建設仮勘定	29,600	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	90,152	株 主 資 本	6,577,604
ソフトウェア	74,749	資本金	450,452
リース資産	5,522	資本剰余金	1,148,990
その他の	9,881	資本準備金	170,358
投資その他の資産	216,000	その他資本剰余金	978,632
投資有価証券	31,158	利 益 剰 余 金	5,129,307
出資	2,330	利益準備金	100,000
関係会社出資金	6,144	その他利益剰余金	5,029,307
長期前払費用	1,984	固定資産圧縮積立金	165,605
繰延税金資産	134,577	別途積立金	4,300,000
その他の	39,805	繰越利益剰余金	563,702
資 産 合 計	16,612,175	自 己 株 式	△151,144
		評価・換算差額等	26,949
		その他有価証券評価差額金	△11,046
		繰延ヘッジ損益	37,996
		純 資 産 合 計	6,604,554
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,612,175

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,932,164
売 上 原 価		8,733,791
売 上 総 利 益		7,198,373
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,750,489
営 業 利 益		447,883
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,976	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	25,558	
そ の 他	76,537	109,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,619	
そ の 他	5,958	70,577
経 常 利 益		486,379
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	13,722	13,722
税 引 前 当 期 純 利 益		472,656
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	142,331	
法 人 税 等 調 整 額	15,561	157,893
当 期 純 利 益		314,763

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	100,000	155,420	4,000,000	656,540	4,911,961	△151,110	6,360,293
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の積立		16,760		△16,760	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		△6,575		6,575	-		-
別途積立金の積立			300,000	△300,000	-		-
剰余金の配当				△97,417	△97,417		△97,417
当期純利益				314,763	314,763		314,763
自己株式の取得						△34	△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	10,184	300,000	△92,838	217,345	△34	217,311
当 期 末 残 高	100,000	165,605	4,300,000	563,702	5,129,307	△151,144	6,577,604

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,277	29,673	35,951	6,396,244
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△97,417
当期純利益				314,763
自己株式の取得				△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17,323	8,322	△9,001	△9,001
当期変動額合計	△17,323	8,322	△9,001	208,309
当期末残高	△11,046	37,996	26,949	6,604,554

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉幸裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉幸裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役を含む各取締役との面談を通じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ヒラキ株式会社	監査役会	
常勤監査役	上平田 哲	Ⓔ
社外監査役	松田 陽三	Ⓔ
社外監査役	熊尾 弘樹	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様様に安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円

なお、配当総額は 48,708,500円となります。

これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金 20円（配当金総額 97,417,360円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	い はら えい じ 伊原英二 (1950年4月27日生)	1974年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行）入行 1999年4月 株式会社みなと銀行審査部長 2001年6月 同行コンプライアンス部長 2002年6月 同行監査部長 2004年4月 同行退社 2005年3月 当社入社 顧問 2005年6月 常勤監査役 2018年6月 代表取締役会長（現任） 2019年6月 社長執行役員（現任） 最高執行責任者（現任）	10,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、2005年6月から常勤監査役として13年間当社の会計監査および取締役の職務執行の監査を通じて当社業務全般に精通していることに加え、豊富な経験と高度な知識を有し、2018年より代表取締役会長、2019年より代表取締役会長兼社長執行役員としての任務を通じて、当社の経営全般にも精通しています。その豊富な経験と知見をもとに、当社経営を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	うめ き たか お 梅 木 孝 雄 (1961年4月24日生)	1992年1月 当社入社 1999年4月 通信販売部長 2004年4月 常務執行役員 2006年6月 専務執行役員（現任） 2007年2月 専務執行役員 営業本部兼靴事業推進部長 2008年4月 通信販売カンパニー社長 物流部長 2009年6月 取締役（現任） 2010年10月 営業本部長 2011年4月 営業本部 ディスカウント事業部長 2019年4月 店舗販売事業部長兼店舗統括部長 （現任） <重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 董事	86,300株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役専務執行役員店舗販売事業部長兼店舗統括部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しています。また、2009年6月から11年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ひめ お ふさ とし 姫 尾 房 寿 (1958年12月13日生)	1981年 4 月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会 社みなと銀行）入行 2008年 6 月 株式会社みなと銀行人事部長 2009年 4 月 同行三木支店長 2011年 4 月 当社出向 現業支援本部顧問 2011年10月 執行役員 現業支援本部 総務部長 2012年 6 月 取締役（現任） 2014年 6 月 常務執行役員（現任） 現業支援本部長兼総務部長 兼経営戦略室長 2019年 6 月 現業支援本部長兼総務部長 兼経営戦略室管掌（現任） <重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 監事	3,800株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役常務執行役員現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しています。また、2012年6月から8年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	ほり うち ひで き 堀内 秀樹 (1964年5月12日生)	1999年10月 当社入社 2007年5月 通信販売部長 2008年4月 通信販売カンパニー 通信販売事業部長 2009年10月 通信販売カンパニー 通信販売事業部長兼品質管理部長 2010年8月 執行役員(現任) 通信販売カンパニー社長 兼品質管理部長 2010年10月 営業本部 開発商品事業部長 兼品質管理部長 2011年4月 営業本部 開発商品事業部長 2014年6月 取締役(現任) 2019年4月 開発商品事業部長(現任) <重要な兼職の状況> 上海平木福客商業有限公司 董事長	16,400株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役執行役員開発商品事業部長としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております。また、2014年6月から6年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	あさ いえ おさむ 朝家 修 (1962年12月5日生)	1990年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年3月 公認会計士登録 1995年9月 同法人退所 1996年8月 税理士登録 1996年8月 公認会計士・税理士 朝家事務所代表(現任) 2005年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 公認会計士・税理士 朝家事務所代表 株式会社日住サービス 社外取締役	2,200株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識を有しております。また、2005年6月から当社社外監査役を10年間、2015年6月から当社社外取締役を5年間務め、当社の業務全般に精通しており、客観的な判断、意見の提供を通して、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
6	ふな せ さよ こ 船 瀬 紗 代 子 (1984年8月28日生)	2009年3月 大阪教育大学教育学部卒業 2011年3月 神戸大学大学院人間発達環境学研究 科修士課程修了 2011年4月 学校法人西須磨幼稚園入社 2015年4月 同幼稚園副園長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 学校法人 西須磨幼稚園副園長	100株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、幼稚園副園長として幅広い経験と見識を有し、2019年6月社外取締役就任以来、当社通信販売事業の主要顧客層と同一視点で独立した立場で助言をいただく他、客観的な判断、意見の提供を通して、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 朝家 修氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 船瀬 紗代子氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、社外取締役朝家 修氏および船瀬紗代子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された際には、当該契約を継続締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

以上

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

記

○当社の対応について

- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入場口には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

○株主様へのお願い

- ・外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・とりわけ、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場を見合わせていただくことを強くご推奨いたします。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、お願いいたします。

○来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場入場口にて、アルコール消毒液の噴霧にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声かけをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によって上記内容に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://company.hiraki.co.jp/>) においてお知らせいたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556

当社 本社5階多目的ホール

電話 (078) 967-1062

交 通 : 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年は、送迎バスの運行を取り止めさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

お車で越しの際は、当社岩岡店駐車場をご利用下さいますようお願い申し上げます。

